

「生活できないなら国に帰ればいい」

愛知 生活保護申請ブラジル人に

愛知県安城市で、日系ブラジル人の40代の女性が市役所職員から「日本で生活できないなら国に帰ればいい」と説明を受け、生活保護の申請を拒否されていることが、関係者への取材で分かった。女性はその後、受給が決まったが、支援者は「申請拒否は違法な行政行為だ」と指摘している。

生活保護法は、1954

年（昭和29年）の局長通知で外国人に準用されるとしており、在留カードを示すなどして要件を満たせば保護費が支給される。市側は「個人的な内容も含るのでコメントは差し控えたい」としている。

支援者の弁護士による
と、女性は日系3世で約10

年前に来日。夫はコロナ禍で失職し、今年10月に無免許運転で逮捕されて生活が困窮。11月1日に生活保護の申請のため市役所を訪ねた。この際、女性は職員から「外国人に生活保護はない」と説明を受け、申請を拒否されたと弁護士に話している。女性は同月22日に弁護士と市役所を訪れたが、「この際も「日本で生活できないなら国に帰ればいい」と言わわれ、申請ができなかつた。弁護士らが掛け合い、支給が決まったのは今月中旬。22日までに、女性や弁護士に市の担当者が謝罪したという。

（仲川明里、斎藤佑介）